

佐世保市妊娠・出産包括支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することにより、より身近な場で妊産婦等を支えることを目的として実施する佐世保市妊娠・出産包括支援事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施事業)

第2条 この要綱により、実施する事業は次の各号に定める事業とする。

- (1) 産前・産後サポート事業
- (2) 産後ケア事業

(対象者)

第3条 産前・産後サポート事業の利用対象者は、市内に住所を有する妊婦及び産後2年を経過しない産婦等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 妊娠、出産、育児に不安を抱えていたり、身近に相談できる者がいない等、特に支援が必要と認められる者
- (2) その他、市長が必要と認める者

2 産後ケア事業の利用対象者は、市内に住所を有する産後1年以内（児の1歳の誕生日の前日まで）の産婦及び乳児、流産・死産を経験して1年以内の者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 産後ケアを必要とする者
- (2) その他、市長が必要と認める者

(事業内容)

第4条 第2条に定める事業の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 産前・産後サポート事業 助産師等が「ママサポーター」として、身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族に対し、妊産婦が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、相談しやすい「話し相手」として相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦の孤立感の解消を図る。
- (2) 産後ケア事業 国の産後ケア事業ガイドラインを遵守し、退院直後の母

子、または母(以下、「利用者」という。)に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、母体の体力の回復及び母体ケア並びに乳児ケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。

2 産前・産後サポート事業の実施方法及び支援内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施方法 ママサポーターは、相談者の自宅に赴く等により個別に相談に対応し、支援センター実施要綱第4条第1号の規定により作成される支援台帳に情報を記録する。

(2) 支援内容

イ 相談者の悩み相談対応やサポート

ロ 産前・産後の心身の不調に関する相談支援

ハ 母子保健関係機関、関係事業との連絡調整

3 産後ケア事業は、予算の範囲内において県内の医療機関等に委託して行うものとし、委託を受けた医療機関等(以下「受託機関等」という。)の施設、利用者の自宅において実施するものとする。

4 産後ケア事業の実施方法及び支援内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施方法

イ ショートステイ(宿泊型) 利用者を宿泊させ、1泊20時間以内の産後ケアを実施し、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施する。ただし、同一の利用者の利用は、一度の出産につき1泊2日を2回又は2泊3日を1回以内とする。

ロ デイサービス(通所型) 日中、受託機関等において、利用者に対し個別で心身のケアや育児のサポート等のきめ細やかな支援を実施する。

ハ アウトリーチ(訪問型) 受託機関等の助産師が利用者の自宅に赴き、個別に心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。

ただし、ロ、ハに対する同一の利用者の利用は、一度の出産につき、受託機関等の合計として通算4回以内とする。

(2) 支援内容

イ 産婦及び乳児に対する保健指導

ロ 乳房手当、乳房トラブルケア

- ハ 沐浴及び授乳等の育児指導
- ニ 発育・発達の観察
- ホ 体重・排泄の観察
- へ その他子育てに関する相談及び指導

5 第3項の受託機関等は、次に掲げる要件を満たすものでなければならないものとする。

- (1) 本事業に従事する担当者は助産師とすること。
- (2) 宿泊型の産後ケア事業を実施する場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師を配置（常駐）することとし、次のイからハに掲げる設備を有し、かつ、適当な換気、採光、照明、防湿及び排水を有するものであること。

イ 居室

ロ カウンセリングを行う部屋

ハ 乳児の保育を行う部屋

ニ イからハまでの他、事業の実施に必要な設備

ただし、ロ、及びハの部屋については、本来の利用に支障がない範囲内において利用状況に応じて、空室となっている居室を活用することができる。

- (3) 通所型の産後ケア事業を実施する場合には、実施する施設が、安全、快適に提供できる居室等の設備を有する施設であること。
- (4) 本事業の実施にあたり、保健医療面での助言が随時受けられるよう、相談できる医師をあらかじめ選定すること。ただし、受託機関等が医療機関である場合は、この限りでない。
- (5) 症状の急変等、緊急時に利用者を受け入れる協力医療機関をあらかじめ選定すること。ただし、受託機関等が医療機関である場合は、この限りでない。

(利用申請)

第5条 産後ケア事業を利用しようとする者は、佐世保市産後ケア事業利用申請書兼承認・不承認通知書（様式第1号）を受託機関等に提出しなければならない。この場合において、申請者は、第3条第2項の要件に該当する者で

あることを証する書類等を受託機関等に呈示しなければならないものとする。

(承認及び通知)

第6条 受託機関等は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否の決定を行うものとし、佐世保市産後ケア事業利用申請書兼承認・不承認通知書(様式第1号)により利用者に通知するものとする。

(自己負担額等)

第7条 受託機関等が利用者に提供するサービスの内容、提供したサービスに対しての利用料及び利用者から徴収する自己負担額並びに市が受託機関等に支払う委託料は、別表のとおりとする。ただし、食事代、乳児以外の兄弟等に係る費用、衣服等の洗濯料又は賃借料、乳児のミルク及びおむつ代については、産後ケア事業の対象外とし、全額受託機関等が利用者から徴収するものとする。この場合において、自己負担額は利用承認後直ちに利用者から徴収するものとする。

(利用状況の管理)

第8条 受託機関等は、宿泊型の産後ケア事業の利用者について、利用者の母子健康手帳の予備欄に利用日を記録し、利用回数を管理しなければならない。

(実績報告及び委託料の請求等)

第9条 受託機関等は、産後ケア事業を実施した月の翌月15日までに、請求書に、次に掲げる書類を添付し市長に提出するものとする。

- (1) 佐世保市産後ケア事業利用申請書兼承認・不承認通知書(様式第1号)
- (2) 母子健康手帳別冊における産後ケア利用券
- (3) 生活保護世帯の利用があった場合は、生活保護受給証明書の写し

(秘密の保持)

第10条 受託機関等は、本事業を実施するにあたっては、利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、個人情報の保護に関する法律及び関係法令、市が定める情報セキュリティ事項を遵守しなければならない。

(安全管理体制)

第11条 市が作成した産後ケア事業安全管理マニュアル（以下、「安全管理マニュアル」という。）及び日本小児突然死予防医学会作成の産後ケア施設における乳幼児安全対応マニュアルを踏まえ、日頃から緊急時における対応について準備、対策を実施するものとする。

（利用承認の取消し等）

第12条 市は、偽りその他不正の手段により事業を利用したものに対し、利用の承認の取消しを命ずることができる。

2 市は、偽りその他不正の手段により委託料を受け取った事業者に対し、その全部または一部を返還させることができる。

3 市は、偽りその他不正の手段により委託料を受け取った事業者に対し、協議の上、この契約を解除することができる。

（事故及び損害の責任）

第12条 受託機関等は、本事業の実施により生じた事故及び損害については、市に故意または重過失のない限り、受託機関等がその負担と責任において処理にあたるものとする。

2 受託機関等は、実施施設の安全管理に十分配慮し、事故予防に努めるとともに、非常災害、安全管理マニュアルに規定する事故等（以下、「重大事故」という。）の緊急事態発生に備え具体的な対応計画を定め、担当職員への周知徹底、研修の実施、及び避難、救出、その他必要な訓練を実施すること。

3 市に所在する受託機関等において、前項の重大事故が発生したときは、直ちに佐世保市すこやか子どもセンターに連絡するとともに、安全管理マニュアルに沿った手順より市長へ報告しなければならない。

4 市長は、前項の規定において報告があったときは、国が定める手順に則り、長崎県を通じて国へ報告しなければならない。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の別表の規定は、この要綱の施行の日以後の利用に係る利用料、利用者自己負担額及び委託料について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

世帯区分	内容	利用料	利用者自己負担額	委託料
下記以外の世帯	宿泊型（ショートステイ） 1泊20時間まで	30,000円 母のみの利用は 20,000円	2,500円 母のみの利用は 1,500円	27,500円 母のみの利用は 18,500円
	宿泊型（ショートステイ） 2泊44時間まで	60,000円 母のみの利用は 40,000円	5,000円 母のみの利用は 3,000円	55,000円 母のみの利用は 37,000円
	デイサービス型（通所型） 1日7時間まで	（1時間あたり） 2,400円	0円	（1時間あたり） 2,400円
	アウトリーチ（訪問型） 1回2時間まで	（1時間あたり） 3,000円	0円	（1時間あたり） 3,000円 （原則、交通費含む）
生活保護世帯	宿泊型（ショートステイ） 1泊20時間まで	30,000円 母のみの利用は 20,000円	0円	30,000円 母のみの利用は 20,000円
	宿泊型（ショートステイ） 2泊44時間まで	60,000円 母のみの利用は 40,000円	0円	60,000円 母のみの利用は 40,000円
	デイサービス型（通所型） 1日7時間まで	（1時間あたり） 2,400円	0円	（1時間あたり） 2,400円
	アウトリーチ（訪問型） 1回2時間まで	（1時間あたり） 3,000円	0円	（1時間あたり） 3,000円 （原則、交通費含む）

乳児が多胎児の世帯	宿泊型（ショートステイ） 1泊20時間まで	30,000円に多胎児2人目以降、1人当たり2,500円を加算した額	2,500円	27,500円に多胎児2人目以降、1人当たり2,500円を加算した額
	宿泊型（ショートステイ） 2泊44時間まで	60,000円に多胎児2人目以降、1人当たり5,000円を加算した額	5,000円	55,000円に多胎児2人目以降、1人当たり5,000円を加算した額
	デイサービス型（通所型） 1日7時間まで	（1時間あたり） 2,400円に多胎児2人目以降、1人あたり500円を加算した額	0円	（1時間あたり） 2,400円に多胎児2人目以降、1人あたり500円を加算した額
	アウトリーチ（訪問ケア） 1回2時間まで	（1時間あたり） 3,000円に多胎児2人目以降、1人あたり600円を加算した額	0円	（1時間あたり） 3,000円に多胎児2人目以降、1人あたり600円を加算した額

備考

- 1 利用料は産婦及び乳児（多胎児の場合を含む）の利用料金とし、乳児以外の児に係る費用は全額自己負担とする。
- 2 同日に利用できるサービスは、内容の欄に掲げるサービスのうち、いずれか1つに限る。
- 3 アウトリーチ型（訪問型）の利用に際しては、利用者において駐車場を確保するものとする。
- 4 アウトリーチ型（訪問型）の交通費は、受託機関等の所在する住所地（離島を除く。）以外の自宅へ訪問する場合は、訪問時点の公共交通機関（バス料金）の実費分を上記の委託料に加え、請求することができる。
- 5 利用料、利用者自己負担額及び委託料について、いずれも消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税は非課税とする。